

青森県報

第六十二号

令和元年
九月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

○青森県報の販売人の指定、販売価格等の一部改正……………(総務学事課) ……

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) ……

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……

告 示

青森県告示第三百二十八号

昭和五十一年四月一日青森県告示第二百三十七号(青森県報の販売人の指定、販売価格等)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二中「十五円四十四銭」を「十五円七十三銭」に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

令和元年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年九月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、〇六三人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二七、八九三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、六八七人

西津軽郡選挙区 五、四〇七人

南津軽郡選挙区 六、五二〇人

北津軽郡選挙区 七、六七一人

上北郡選挙区 二七、六七一人

三戸郡選挙区 一九、五二四人

青森市選挙区 八〇、八四五人

弘前市選挙区	四九、四三〇人
八戸市選挙区	六四、七七七人
黒石市選挙区	九、五九七人
五所川原市選挙区	一九、〇五九人
十和田市選挙区	一七、四六一人
三沢市選挙区	一〇、九二二人
むつ市選挙区	二〇、九一六人
つがる市選挙区	九、三九四人
平川市選挙区	一一、八三七人

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年九月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年八月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
富士見総業株式会社

- 六 弘前市大字紺屋町一八五
落札金額
一リットル 六十二円七十四銭八厘
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で同価の入札をした二者のうち、くじで先順位となった者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成三十一年二月十五日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭